

## 令和2年度 第4回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和2年7月27日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |        |        |         |        |         |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂  | 2、春木望  | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一  |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄  | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 3、橋爪重徳

## 4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長  
山田貴訓 農業係長  
山田美友乃 主事

## 5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告  
日程第2： 農地の権利設定の許可について  
日程第3： その他

## 6、本日の書記は次の通り

主事 山田美友乃

土屋議長 それでは、令和2年度第4回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は6番委員と8番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の山田氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(山田) それでは説明いたします。東京法務局からの「農地の転用事実に関する照会書について」です。申請者は〇〇、申請地は□▲番▲、▲番▲、▲番▲、面積は▲㎡と▲㎡と▲㎡でございます。照会事由ですが、畑を山林と公衆用道路に地目変更するためというものです。7月15日の現況調査には農業委員4名(春木、新保、山本、中拂)と事務局1名で行いました。現地は、写真のとおり山林及び公衆用道路なので、地目の変更は山林と公衆用道路と判断いたしました。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きまして日程第2「農地の権利設定の許可について」議案第11号を上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局(山田) 農地の権利設定の許可について、議案第11号をご説明いたします。申請人及び借受人は□▲-▲、〇〇、▲歳。貸渡人は□▲-▲-▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、借受人である〇〇は、貸渡人である〇〇より申請地を無償にて借り受け、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等は耕運機1台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□より□方面へ▲m程進み、左折し▲m程進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、8番。

笠間委員 7月24日に私と会長と申請者の〇さんに立ち会ってもらって、10時から1時間視察して来ました。▲番▲は今回の申請者の〇さんが今年の5月に実の兄から無償で譲り受けた土地です。今回の申請地の▲番▲はその隣接地になります。これは実の姉から無償で借り受けて利用するという事です。▲というのは元々1枚の土地であったそうです。それを両親が亡くなった後、兄弟で相続するにあたって分筆して、正確に言うと5枚。ただ▲と▲は道路敷になっておりますので、共有地となっているんだけど、▲と▲と▲に分かれております。ですから実際に▲-▲は、本人は1枚の土地という意識があったものですから、既にもう農地として利用して、作物を作付けしております。今回は権利移動ということではなくて借り受けということに。所有者は実のお姉さんで□にいて健在だそうです。尚且つ、そのお姉さんには相続者もいるということですから、権利移動という形ではなくて権利を借り受けるという形にしたそうです。場所は先ほど事務局から説明があったとおりです。現在の▲-▲については周りを防鳥網で囲い、尚且つ家も全て囲って中に鳥もキョンも猿も入れないようにして、今はトウモロコシ、里芋、ナス等、野菜を作付けしています。周りは既に冬野菜の作付けの準備をしています。この人は□では数少ない農家ですから、非常に貴重な存在です。この人に任せておけば周りを綺麗にして作付けをしてくれる。農地として十分守っていかれるという風に思いますので、問題はないと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決

いたします。日程第2、議案第11号「農地の権利設定の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第11号については、原案のとおり承認いたします。続きましては日程第3「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(山田) 3点ございます。1つ目は、大島町農地貸借等要望申出書についてです。申請人は□▲番地、○○。申請地は□▲番▲、地目は畑で、面積は▲㎡です。申請地は、□▲号線□を□側に▲m程進み右折し、▲m程進んだところの交差点を左折し、道なりに▲m程進んだ進行方向左手側に位置します。農地については、大島町の農業委員会の売買の斡旋を要望するものです。2つ目は、農業委員会の手帳についてです。身分証の証明書を挟んでいると思ったのですが、前のものを今回の手帳に挟んで使用してください。3つ目は、農業委員会自主研修についてです。今年度の自主研修ですが、10月11月あたりで行いますが、どうされますか。ご意見ください。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。まず1番目、農地の斡旋の件につきまして何かありましたら。はい、4番。

小坂委員 幾らくらいで売りたいとか希望価格は聞いていますか。

事務局(山田) 聞いていないです。

小坂委員 今は土地も売れないからね。

土屋議長 よろしいですか。

小坂委員 はい。

土屋議長 1番目について他にありますか。2番目の手帳につきましては皆さん持っていますね。3番目の自主研修についてはどうですか、今年は。はい、4番。

小坂委員 自主研修に行けるんですか、このコロナ騒ぎで。

土屋議長 そのこともあるので一応聞いといて。

小坂委員 我々も都民の内の1人になるんだろうから、都から外へ出るっていうのは今のところの状態ではあまりよくないのでは。これからどうなるか分からないけど。もしどうしても行くとなると島内の施設でも見るか。

土屋議長 そうですね、皆さんのご意見を聞いて、今年はコロナで中止にするか、どうしても行きたいって言うんだったら、島内だけになると思うんですけど。どうですか。

向山委員 コロナにかかったら大変なことになっちゃう。

小坂委員 今の状態では東京に行くのも怖いですね、病院に行くにも怖いから。

土屋議長 では今年は中止ってことでよろしいですか。

(～賛成の声多数～)

この件の他にその他で何かありますか。はい、4番。

小坂委員 6月号だったか、広報にヤマユリとかサクユリとか山のものを採ってはいけないと環境庁の名前で出ていたけど、どういうことなのですか、産業課は分かりますか。

土屋議長 課長さん。

事務局(課長) もしかしたらそれはジオパークの係が発信している記事だと思うんですけど、基本的に山のものを採るっていうのは、法的にそもそもまずいところがありまして、山

林窃盗罪とか、普通の窃盗罪よりは罪が軽いんですけど、法的には勝手に普通に山の明日葉でも椿の実でもタラの芽でも山芋とかでも、人の山に入って採っている人もいますけども、基本的には法的にまずいってものがそもそもあります。その中でもサクユリっていうのは一生懸命保全をする団体がいて、それについては一生懸命ジオパークも協力して保護していこうっていう流れになっておりまして、そういった記事を書いたんだと思います。

小坂委員 サクユリを掘ったり採ったりしている人は恐らくいないとは思いますが、山のものでサンキライだとかヤシャだとかを採って生活している人はいるんですよ。特に南部地区で差木地が多い。そうした場合は捕まれば窃盗罪ですよ。本人が悪いと思ってやっているのか、それとも当たり前だと思ってやっているのか、そこのところは分からないけど、中には酷いのがいてチェーンソーで下から太い木を倒しちゃっているのもあるみたいです。

事務局(課長) それについて個人的な意見なんですけど、サンキライだとか、ヤシャブシだとかそもそも野切の方っていうのが島の文化じゃないですけど、そうやって生計をたてている人がいるって承知していますし、その辺は環境省の方ももちろん承知していて、見逃しているじゃないですけど、厳しく指導はしてきていなかったところなんですけど、ここ最近環境省の自然保護官が大島に在住することになって、見回りもするようになってきたので、厳しくなってきたのかなっていうのはあるんですけど、その辺ちょっとどうなのかなとは個人的には思いますけど。

小坂委員 例えば捕まった時の罰則なんていうのは、どれくらいのものがあるんですか。

事務局(課長) そこまで詳しくは分からないんですけど、罰金刑はあったと思います。

小坂委員 罰金刑でも1万円の罰金で済むのか、それとも50万円なのか100万円なのか、5千円や1万円で捕まっても、伐っちゃった方が稼ぎになるかもしれない。2日に1回捕まっても1日分は。そこところはどういう風になるのか、普通の窃盗罪っていうのはどうなるんですか。

事務局(課長) 普通の刑法の窃盗罪よりは、山のものを探るっていうのはしっかりガードして採らせないようにしているわけではなくて、割と簡単に採られてもしょうがないような状態にしているっていうのもあるので、その辺どっちの罪が重いつてなると窃盗罪よりは多少軽くはなっているようなんですけど、罰金が幾らなのか拘束されるとどのくらいなのかは調べておきます。

小坂委員 昔は営林署で杉を植えたりしていたんだから、大島の山で国の地所もあるけど、大体は財産区で持っているものですよ、野増に差木地に泉津って。持ち主が願い出なければ捕まえても。でも駄目かな、現行犯か何かでやられちゃうのかな。

事務局(課長) ちょっとその辺の申告罪なのかも含めて、基本的にその財産区が地元の人だったら採ってもいいですよっていうような体で、野切の人はやっているのかもしれないですし、ちょっとその辺は私も承知していないんですけども。

小坂委員 財産区でOKするわけがないよ、個人に皆の財産を。

土屋議長 はい、6番。

- 向山委員 昔から大島全体なんだけど、50年も60年も70年も前からやっぱり生活のために通称正式な職業ではないんだけど、野切屋っていうんですよ。今言ったようにサンキライだとかキフジだとか紫陽花、苺、ヤシヤ、かなり色んなものがあるんですよ。それで1年に回って生活している人も何人もいます。よく最近聞くと、環境庁は見張りしているとかそういう話を聞くんですよ。注意されて、入っちゃ駄目とか立入禁止だとか、今までは幾らでも出たり入ったりできたのに、今はうるさくなっちゃって。日本の政府も言っているようにコロナが経済かってやっているでしょ、経済も大事だってこと。大島だってやっぱり経済って大事なんです。野切屋さんなんか仕事としてやっているわけ。あんまりうるさく言うと法律的には駄目だか分からないけど、やっている本人だけでなく、例えばサンキライなんかちょっと送ってくださいとか、市場の方から要求してくることもあるんですよ、何日までに何を送ってくれとか。そういった場合は切る人間だけではなくて、市場の方もかかっちゃうことになっちゃう。大きい話になっちゃうよ、そこまで追求しちゃうと。だからあんまりうるさいことは言わない方がいいと思うんだけどね。前は一時、外輪山の壁を茶屋からずっと車で行けるような外国の景色みたいなところがあるんですよ、そこへ車で立入して観光のためって。そういう話もあったんだけど、それも一向に進まないし。むやみに入るなって書いてあるでしょ。四角四面に縛ることばかり考えて、野切で生活している人に罰金刑や何したら捕まるんだって言ったらとんでもないことになっちゃうよ。そういうわけです。
- 土屋議長 他にありますか。はい、11番。
- 中村委員 これはいつ頃からですか。4番委員さんが4月頃の広報で見たって言うけど、いつ頃から広報に。
- 小坂委員 今月号かな。
- 五十嵐委員 7月号。
- 向山委員 広報に載ってましたよ、確かに。
- 土屋議長 ジオパークでやっているユリのやつは去年からやっています。でもユリは個人の木じゃなくて木が大きくなっちゃうと無くなっちゃうんです、多分。昔は木を伐ったからユリが一杯出ていたんですけど、炭焼きがいてね。だけど今は炭焼きが殆どいないでしょ、山も炭も作らない。茂っちゃって全然。だから何処も伐ればサクユリは出ると思います。でも伐る人がいないですよ。
- 小坂委員 そういうわけで木を伐れば裁かれる。
- 土屋議長 はい、課長。
- 事務局(課長) さっきのどれくらいの罪になるかっていうのなんですけど、窃盗罪は刑法なんですけど、森林窃盗罪って言って森林法で定められているもので、3年以下の懲役または30万円以下の罰金だそうです。
- 小坂委員 凄いですね、3年、30万円は大きいですね。
- 事務局(課長) 一応こういった法律はあるので、我々公的な身分としては見逃してもいいんじゃないのって意見はちょっとできないです。そういった法があるってことだけは承知して頂ければ。

- 笠間委員 見逃さないで指導みたいなことはできないですか。大木はチェーンソー持って行って倒してサンキライだけ持っていきって、それは問題だろうから、生態系が痛まない程度にサンキライだってヤシャだって苺だって伐れば芽がつくでしょ、問題ないわけですよ。そういう風にやっている者については奨励するわけにもいかないけど、その土地の権利があるだろうから。この程度は止めてください、この程度なら目をつむってあげるってことで指導していけば。商売をやっている人だっているんだし、それで生計をたてているとなると。
- 土屋議長 はい、6番。
- 向山委員 行政とか警察関係なんかは実際にそういう掲示を出すとか恐らくできないでしょ。それだけの度胸はないでしょ、住民と喧嘩になっちゃいますよ。
- 小坂委員 看板出ていますよ。
- 事務局(課長) 産業課からも何月号か忘れたんですけど、広報で勝手に山に入って明日葉を採ったり椿の実を拾ったりは駄目ですよっていうのは周知しています。それはやっぱり一般の何も知らない人が採っていいものと勘違いしている人がいるので、その辺は駄目ですよって周知はしています。野切の人までは想定しておりません。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 一周道路は明日葉を根っからみんな観光客が採っていっちゃって無くなっているって。そしたら、わざわざタクシーの運転手が教えるんだって、これが明日葉だからってビニール袋を用意しといて採らせて。だから行っても全然ないって、一周道路に。一時は島の中でも、野増では買っているって話を聞きました。それで差木地の砂利山なんかは小学校の財産として砂利山があったでしょ。あそこの下は全部明日葉だったけど、全然今は無いって、採っちゃって。
- 向山委員 2、30年経つかない、エビネっていうのがあったわけ、それは採っている人がいて、それがどんどん取り合いになって問題になったことがあるんです。新島も問題になっていますね。
- 中村委員 明日葉まで採って駄目っていうのは問題があると思うけど。
- 土屋議長 根は採っちゃいけない。
- 中村委員 根は採っちゃ駄目だけど、明日葉の芽を採るのはいい。
- 小坂委員 芽を採るんじゃないかって、根から採ったら困る。
- 土屋議長 一番困るのはキョンですけどね、キョンがみんな食べて無くなっちゃうから。
- 中村委員 人間が採らなくなっちゃって、みんなキョンにやられちゃうから。
- 小坂委員 キョンも増えましたね、猿も増えた。
- 土屋議長 この件ではなく他の件で何かありますか。はい、11番。
- 中村委員 結局はキョンに困ったからまたネットを張ってもら制度は考えてもらえませんか。
- 土屋議長 どうですか、係長。
- 事務局(係長) 東京都さんの方に。
- 土屋議長 東京都の方に申し込めば。

- 事務局(係長) 町では考えていません。東京都さんの方で海老網みたいなのは張って頂くような話は聞いています。ご案内は産業課に来るんですけど全部東京都さんに連絡してくださいとご案内させて頂いています。
- 向山委員 公園ですか。
- 五十嵐委員 支庁でしょ。
- 事務局(係長) 大島公園です。
- 中村委員 公園に聞くしかないですね。
- 土屋議長 他にありますか。はい、8番。
- 向山委員 農地利用状況調査は何月まででしたか、この間聞いたんだけど忘れちゃった。
- 事務局(山田) 今回の調査区2、3Pの分は10月いっぱいです。
- 向山委員 厚ぼったいのは。
- 事務局(山田) 厚ぼったい全筆の方は厳しいと思うんですけど、さっき話しまして11月いっぱい。
- 向山委員 あれは大変だ。
- 事務局(山田) ひとまず。提出期限を11月いっぱい。
- 向山委員 あれは前と同じように支所もありますし、東京都もありますし。町がある財産区もある。それはボツにしていいわけですね。前はボツにしたものね。
- 事務局(山田) 全部しっかり見てくださってというわけではなくて、大変だとは思っているので、覚えている範囲とかそういう形で結構です。
- 土屋議長 よろしいですか、この件は11月です。
- 小坂委員 最初のは10月までですか。
- 事務局(山田) 10月いっぱい。
- 小坂委員 9月いっぱいではなくて10月いっぱい。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第4回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員